

営利企業への従事等について

(令和8年10月1日施行・令和8年9月28日総務局長決裁)

営利企業への従事等については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（平成14年人事委員会規則第17号）により制限されている。

職員が、営利企業の役員等の地位を兼ねる場合、若しくは自ら営利企業を営む場合、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合には、営利企業に従事等するものとして、各任命権者の許可を受ける必要がある。

営利企業への従事等の許可に係る取扱いについては以下のとおりとする。

1 対象者

一般職員、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）とする。

※ 会計年度任用職員（パートタイム）及び特別職非常勤職員は対象外。

2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 営利企業

商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。会社法上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営むものをいう。

(2) 役員等

取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、顧問、評議員、発起人、清算人その他これらに準ずる地位をいう。

(3) 自ら営利企業を営む場合

職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

(4) 非営利団体

国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、自治会、市民団体、ボランティア団体、PTA等の営利企業以外の団体をいう。ただし、当該団体の目的が市の信用を傷つけるおそれがなく、かつ、設立目的に沿った活動を行っている団体に限る。

3 許可を受ける必要がある営利企業への従事等

許可を受ける必要がある営利企業への従事等（以下「営利企業従事等」という。）とは、次の各号に掲げる場合とする。

なお、次の各号に掲げる営利企業従事等は代表的な種類を掲げたものであることから、営利企業従事等に当たるか疑義が生じる場合は事前に各任命権者に問い合わせること。

- (1) 営利企業の役員等の地位を兼ねる場合（報酬の有無を問わない。）
- (2) 自ら営利企業を営む場合

ア 不動産又は駐車場を賃貸して収入を得る場合（次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合に限る。）

（ア） 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ① 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
- ② 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
- ③ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
- ④ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
- ⑤ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

（イ） 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ① 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
- ② 駐車台数が10台以上であること。

（ウ） 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあっては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。）

（エ） （ア）又は（イ）に定める場合と同様の事情にあると認められる場合

イ 太陽光電気を販売して収入を得る場合（販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合に限る。）

ウ 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等を経営して収入を得る場合（大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合に限る。）

エ 職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等に係る事業（以下「職員の有する知識・技能を生かした事業」をいう。）を経営して収入を得る場合（経費を差し引く前の事業による収入の見込みが年間で20万円を超える見込みである場合又は独立した実店舗を設けて屋号を掲げる場合など、営利企業としての外観を十分に備えている

場合に限る。)

※ 「職員の有する知識・技能を生かした事業」の具体例としては、自ら制作した物品(ハンドメイド品)、絵画、写真、音楽等をインターネット等通じて個人向けに販売することや、スポーツや芸術の教室を開催して自ら指導を行うこと、出版社を通さずに自費出版をすること等が挙げられる。

オ 地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業(以下「社会貢献に資する事業」をいう。)を経営して収入を得る場合(経費を差し引く前の事業による収入の見込みが年間で20万円を超える見込みである場合又は独立した実店舗を設けて屋号を掲げる場合など、営利企業としての外観を十分に備えている場合に限る。)

※ 「社会貢献に資する事業」の具体例としては、地域振興に関するイベントを自ら主催する場合や、高齢者の買い物代行などの生活支援サービスを行う場合など、公益に資する活動を伴う事業を自営として行う場合が挙げられる。

(3) 報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合

ア 非営利団体の役員等の地位を兼ねる場合(報酬が発生する場合に限る。)

イ 継続的又は定期的に事業若しくは事務に従事して収入を得る場合

ウ 単発的に事業若しくは事務に従事して収入を得る場合(非営利団体からの依頼に基づくものを除く。)

4 申請手続

営利企業従事等の許可を受ける場合には、営利企業従事等許可願(様式1~6)を使用し、原則として従事等する日の2週間前までに各任命権者に対し申請をすること。

なお、従事等内容に疑義が生じる場合には、従事等する日の1箇月以上前までに各任命権者に問い合わせること。

≪従事等する日の主な例≫

(1) 営利企業の役員等の地位を兼ねる場合

・ 営利企業の役員等に就任することを承諾する日

(2) 自ら営利企業を営む場合

・ 建設工事、物品購入等の契約日

・ 金融機関からの融資、ローン等の申込日

・ 既に賃貸されている不動産を生前贈与又は相続することが決定する日

・ その他、自ら営利企業を営むことを開始する日

(3) 報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合

・ 非営利団体の役員等に就任することを承諾する日

・ 事業若しくは事務に従事することを承諾する日

5 許可基準

(1) 基本的な考え方

営利企業従事等の許可にあたっては、次のアからウまでの考え方に基づき、従事等の可否を判断することとする。

ア 職務専念義務の確保

職員が営利企業に従事等しても、職務遂行上、悪影響を及ぼさず、公務の能率の低下を来たす恐れがないこと。

イ 職務の公正の確保

営利企業への従事等と本市との間に相反する特別な利害関係を生じる恐れがなく、その他職務の公正を妨げる恐れがないこと。

ウ 職員の品位の保持

職員の品位を保持し、公務に対する信頼の確保に悪影響を及ぼす恐れがないこと。

また、報酬を受け取る場合には、報酬額が社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること。

≪原則として従事等を認めない主な例≫

(1) 職務専念義務の確保

- ・ 営利企業への従事等する時間数が、週 8 時間又は 1 箇月 30 時間を超える場合や、勤務時間が割り振られた日において 1 日 3 時間を超える場合

(2) 職務の公正の確保

- ・ 営利企業への従事等に関し、監督関係又は権限行使の関係にある場合（許認可や補助金の交付等）や、工事契約、物品購入契約等の契約関係にある場合

(3) 職員の品位の保持

- ・ 営利企業への従事等の内容が、世間一般からの批難を受けかねない場合（反社会的勢力とのつながりが疑われる場合、公序良俗に反するとみられかねない場合、専ら特定の事業者への利益誘導を意図する場合等）
- ・ 自ら営利を営む場合に係る従事等の内容が、職務に極めて近いものである場合、専ら職務上得た知識を用いるものである場合、職務に関する個人的な見解を流布する場合等
- ・ 受け取る報酬額について、同種の事例における報酬額と比較して高額な場合、公務員としての地位を利用した不適正な報酬額である場合等

(2) 個別の許可基準

営利企業従事等の許可にあたっては「5(1) 基本的な考え方」のほか、次の各号に掲げる営利企業従事等ごとに、当該各号に定めるところとする。

ア 「3(1) 営利企業の役員等の地位を兼ねる場合」

本市が出資、出捐している団体からの要請に基づくもの以外は原則として認めない。

イ 「3(2)ウ 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等を経営して収入を得る場合」 相続、遺贈等により家業を継承したもの以外は原則として認めない。

ウ 「3(2)エ 職員の有する知識・技能を生かした事業を経営して収入を得る場合」 又は「3(2)オ 社会貢献に資する事業を経営して収入を得る場合」

- ・営利企業従事等が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書（以下「開業届」という。）を提出して行うもの以外は原則として認めない。

- ・営利企業従事等が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面（以下「事業計画書等」という。）を作成して行うもの以外は原則として認めない。

エ 「3(3)イ 継続的又は定期的に事業若しくは事務に従事して収入を得る場合」 営利企業からの要請に基づくものは、地域や社会の抱える課題解決に寄与する場合以外は原則として認めない。

6 実績報告

営利企業従事等の許可に当たり、従事日、従事内容等をあらかじめ特定することが困難である場合など、各任命権者が必要と認める場合は、当該許可を受けた職員に対し、営利企業従事等の実績について報告を求めることができる。

7 庶務事務システムによる処理

営利企業従事等許可の申請手続について、庶務事務システムを利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。

また、営利企業従事等許可願については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録をもって代えることができる。

8 その他

- ・業務命令により研修の講師などに従事する場合、報酬は受け取らずに従事すること。
- ・従事の対価として金券や商品、サービスなど、金銭以外のものを受け取る場合、それらも報酬に当たることから営利企業従事等許可を受ける必要があること。

- ・ 交通費、宿泊費、資料代等の実費弁償のみを受け取る場合、実費弁償は報酬には当たらないことから営利企業従事等許可を受ける必要はないこと。
- ・ 報酬を得ないで事業若しくは事務に従事する場合など、許可を受ける必要のない営利企業への従事等であっても、その営利企業への従事等が、「5(1) 基本的な考え方」に反する場合など、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」や第35条「職務に専念する義務」等の規定に抵触する場合は、従事することはできない。